



今号のテーマは「ストックヤード整備の進め方」

昨年度、技術調査課では、安全かつ適正にストックヤードを整備・運営するための手引書として「ストックヤード整備計画」を作成しましたので、業務にご活用ください。今号では、整備計画にまとめたストックヤード整備の流れを紹介します。

実施計画

主要な事業内容や事業主体など、ストックヤード事業の概要を事前に検討し、計画する

- ・対象となる建設発生土の量及び土質を設定し、建設発生土の搬出先を検討する
- ・土質区分ごとの利用用途を確認し、必要な土質改良機能を検討する
- ・ストックヤードの整備目的、用地、取扱土砂の種類などを踏まえ、委託手法を検討する

おおよその
スケジュール

事前調査

事業実施を予定する地域の土砂の現状把握や、立地場所、候補地の選定、法規制の確認を行う

- ・ストックヤードの必要面積や設置地域を決定する
- ・安全性や、周辺住民の生活環境への影響等を検討する
- ・事業実施に伴い必要な法規制状況を確認した後に、候補地を選定する

事前調査
候補地選定
許認可取得

計画申請

搬入元や搬出先の条件を整理し事業計画を作成する

- ・事業計画に基づき、事業場所の自治体に対し、必要な申請手続きを確認する
- ・ストックヤード運営者と関係者（土地所有者、発生工事、利用工事等）との調整
- ・関係官庁・機関からの許認可の取得（静岡県盛土等の規制に関する条例等）

1～2ヶ月

設計

必要な施設整備（車両洗い場、仮囲い、環境対策等）に関する設計（配置計画）を行う

- ・配置計画（安全面の配慮を含む）、運営規模、人員及び機材等の検討

住民説明
設計

住民説明

設計に基づき、具体的な説明を近隣住民へ行う

- ・静岡県盛土等の規制に関する条例の対象となるストックヤードは、許可申請の30日前までに住民説明会を実施し、許可申請時に報告が必要
- ・条例対象外となる場合も、運営に伴うトラブル防止のため、近隣住民への説明を実施することが望ましい

2～3ヶ月

施設整備

配置計画に基づき、ストックヤードを整備

- ・事前調査：地形及び水利条件、土壌汚染の有無等を確認する
- ・準備工：設置や運営に支障のある残置物等の撤去及び処分を行う
運営の終了後の原状復旧作業に備え、準備工を実施する前の設置場所の状態を記録しておく
- ・安全対策、環境対策、騒音振動対策等についても、必要に応じて実施する

施設整備
運営準備
2ヶ月

施設運営

ストックヤードの運営（土の受入）を開始

- ・運営にあたっては「静岡県建設発生土マッチングシステム（SSM）」により利用先の調整が済んだ土を受け入れることとする
- ・搬出入する土砂については、対象とした土質に適合するかを目視や書面、室内試験等で確認する
- ・利用工事の受入基準及び搬入土の品質の双方を考慮のうえ、必要に応じて土質改良を行う

みなさん「有効利用」と「最終処分」の違い、意識していますか？
次回は、県発注工事における建設発生土の処理状況について、お知らせします



◆手軽に登録・情報検索

◆無料で使用可能!!

<https://ssm-system.jp/>

SSM

静岡県建設発生土マッチングシステム

Shizuoka Surplus Soil Matching System

